

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は横浜市反町地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

- 1 各部門が協働して地域アセスメントにより個別や地域の課題把握を行います。また、神奈川区社会福祉協議会（以下、「区社協」という）とも協力して地域支援計画書を作成し、関係機関とともに課題解決に取り組みます。
- 2 区役所・区社協・地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）等の関係機関との連携・協力により、見守り活動等、地域住民が主体的に支えあう仕組みづくりを推進し「共助の層の充実」を目指します。
- 3 福祉活動が活発な地域であるため、事業等を実施する際には地域の方々と協働し進めていくとともに、ボランティアの育成等幅広い地域福祉活動の担い手の育成に取り組みます。
- 4 地域の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、困ったときだけでなく、日頃から相談ができる場所と思ってもらえる身近な存在になるために、地域の各種定例会議や地域行事へ積極的に参加し、顔の見える関係づくりを進めていきます。
- 5 通所介護・居宅介護支援・介護予防支援の介護保険事業は、地域の社会資源として地域活動交流部門や地域包括支援センター部門と連携を図りながら情報を共有し、地域住民の安心した生活が継続するよう積極的に関わります。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 担当地域は横浜駅に近いため生産年齢人口の割合が高く、その転出入は5年で約半数が入れ替わるといわれており、地域に定住する方が少ないです。徐々に進んでいく高齢化と定住化率が低い若い世代の転出入を鑑みると、これまで各地区・単位自治会町内会レベルで行われている地域活動の継続が難しくなる可能性があります。第4期地域福祉保健計画地区別計画でも、各地区において「若い世代との交流」や「若い世代の地域活動参加」をテーマに目標・具体的取組みについて地域住民の中で検討されています。地域ケアプラザは、地域の活動が世代交代しながら継続できるよう、地域にとって必要となる取組みの担い手育成を進めていきます。
- 2 地域の特色として、高層マンションが並ぶ住宅地域と戸建ての住宅地域とがあります。マンション特有のプライバシーを重視した生活スタイルやセキュリティの高さから、周囲からの状況把握ができにくい一方、戸建の住宅地域では高齢化が進み、更なる要援護者の把握や見守りが課題となっています。地域ケアプラザは、「地区社協が主体となり地域で気になる方の見守りをを行っているふれあい活動員（以下、「ふれあい活動員」という）」の活動支援の他、定例会等を通じた民生委員児童委員との連携強化や要援護者の早期発見対応の取組みを進めていきます。
- 3 地域のサロン等参加者は女性が多く、男性が地域活動に参加できる場が少ない状況です。男性の社会参加を目的とした介護予防活動や活躍の場づくりを進め、男性の生きがいづくり・仲間づくりを支援していきます。
- 4 主に一人暮らし高齢者の介護予防や健康管理に関する意識の低下が懸念されており、介護予防に関する取組みは固定化し、参加者が限定されています。活動先へ通える住民が限定されないよう、広く地域で介護予防・健康を意識した取組みを行います。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- 1 連合町内会自治会、民生委員・児童委員協議会（以下、「民児協」という）、地区社協の定例会や、地域のサロン・ボランティア活動に担当職員が参加するなどして、地域ケアプラザの事業や福祉保健情報等を発信します。地域との関わりから得た情報や支援内容を地域別グループ会議や地区支援会議において、区役所各課や区社協と共有します。

- 2 区役所と区内地域ケアプラザとの共催事業（体力測定 de 健康アップ講座、神奈川区版エンディングノート「ライフデザインノート」活用講座等）を地域とも連携し実施します。また、老人福祉センターとその近隣の地域ケアプラザとの共催事業（認知症サポーター養成講座等）も実施します。
- 3 地域住民への区内施設等の周知促進と職員同士の顔の見える関係づくりを目的に、施設間連携会議（神奈川地区センター、幸ヶ谷コミュニティハウス、区民活動支援センター、神奈川公会堂、反町駅前ふれあいサロン、新子安地域ケアプラザ、区社協）を実施します。
- 4 NPO法人たんまち福祉活動ホーム、地域活動支援センター精神障害者地域作業型わかば工芸、社会福祉法人いずみ（保育所）とのネットワーク構築と地域の方への障害理解促進、および各施設の周知を目的に、反町第一町内会の協力を得て「たんまち祭り」を開催します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」です。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025 年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社協等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂 等）、見守り活動、助けあい活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。

（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施

設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施 等)

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17 施設）、老人福祉センター（5 施設）、地区センター（1 施設）、ウィリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウィリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援 等

4 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザの連絡会事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援（地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化）を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないように支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行っています。また、平成 30 年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

4 安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成 29 年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を随時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めていきます。

（非常勤職員は、公採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってまいります。）

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示にしています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

(1) 地域ケアプラザ基本指針

(2) 地域ケアプラザ業務指針

(3) 地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携-地域づくり編～（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター）

(4) 地域ケアプラザ自己評価シート

(5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していきと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修、地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）、
介護予防支援研修、地域活動交流コーディネーター研修、
2層生活支援 コーディネーター研修、サブコ・コミスタ研修 等

(2) 職場研修

身体拘束・虐待防止研修、認知症ケア研修、感染症対応研修、接遇マナー研修、
事故予防研修 等

(3) 基幹研修

人権研修

コンプライアンス研修

階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）

地域福祉実践力向上研修、コミュニティソーシャルワーク研修、

法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修、権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行っていきます。

1 快適・安全に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持します。館内に手指用の消毒液を設置して、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々からのご意見を取り入れながら、設備の維持管理を行います。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じて委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合により利用者に不都合を生じさせないように、早期発見、早期修理を心がけ大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設および設備の改修を実施します。反町地域ケアプラザは平成4年に開所し27年目を迎え、それに伴い経年劣化等による様々な不具合が生じていますが、その都度改修を行っています。これからも長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて横浜市建築局保全推進課の専門職の方にも相談し、改修を行っています。

※過去の主な修繕実績状況

平成 27 年度	パッケージ型空調機全館更新工事
平成 28 年度	エレベーター油圧タンク作動油他交換工事
平成 29 年度	多目的ホール スライディングウォール扉修繕
平成 30 年度	エレベーター改修工事

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ヒヤリハットや市内各施設の事件事例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組みます。事件や事故発生時は、対応マニュアルに則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。利用者等の急な病気、けが等に対応できるように、マニュアルを整備するとともに、AEDを設置し全職員に対して習熟研修を定期的実施します。また、近隣の医療機関と連携します。

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に協力体制が取れるよう、日頃から地域との関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し定期的に更新します。福祉避難所の開設訓練を地域の方々と一緒に計画的に実施していきます。

また、発災時を想定して、定期的に参集訓練を実施していきます。福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行っていきます。

安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、地区民生委員児童委員の方々と情報共有を行っていきます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1 震災・風水害対策

反町地域ケアプラザ防災計画を作成し、適正（年2回以上）に防災避難訓練を実施することで、緊急時に対応できる組織体制の維持に努めていきます。訓練については消防署の協力を得ながら実施します。震災時に危険が及ばないように、館内設備の転倒・落下防止を図ります。風水害についてはハザードマップを確認し、浸水が想定される場所を職員間で共有します。また、震災・風水害（台風）に備えた対応マニュアルを整備し、全職員で共有します。

2 平時の備え

地域で行われている「ふれあい活動員」による日頃の見守り活動の情報交換会に参加したり、連合主催で毎年開催している「ふれあい活動員研修」の企画・運営を区社協と連携し協力することで、地域における要援護者支援に係る取り組みを把握し有事に備えます。

また、地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所の紹介の際は、複数の事業者の情報を伝え、相談者が選択でき、不利益が生じないよう情報提供することに努めます。

また、情報提供を行う際、特定の事業所に偏る事が無いよう、情報収集に努めるとともに常に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供が出来るよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないようにしています。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、社会福祉を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取り組みとして、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題の解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善に繋がります。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善に取り組みます。

1 利用者アンケートの実施

各部門で年1回利用者アンケートを実施して、アンケート結果を基に改善計画を立て改善に向けた取組を実施します。また、その取組を「改善宣言」とし、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示します。

2 施設利用者からの意見収集について

館内にご意見箱を設置して、施設を利用される方々からの意見を受けられる体制を整えています。ご意見をいただいた場合には速やかに職員会議等で改善に向けた取組を検討し、全職員が一体となって業務の改善に取り組んでいきます。



【ご意見箱】

3 苦情への対応

苦情についてはその大小に関わらず真摯に受け止め、事業内容や接遇が適切に実施できるよう反映させます。利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして、苦情解決を位置づけサービスや事業の質の向上につなげます。「苦情解決規則に基づく苦情相談対応マニュアル」に沿って、苦情受付の体制を整えています。受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。

4 法人内での事例の共有

法人運営の施設で発生した苦情対応事例について、本会の法人内施設長会議で報告を行っています。また、法人内各部署の事例についても半期毎に報告を行い、各施設・部署で同様の苦情が発生しないように業務改善につなげていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況について本会ホームページへ掲載したり、事業計画書・事業報告書の冊子を窓口に設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

本会主催のLGBT・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

1 職員の意識啓発

個人情報の取扱い、人権およびプライバシーへの配慮について、年度当初の職員全体会議において研修を実施します。また、本会主催の人権研修等に参加し、伝達研修により職員全体の意識向上に取り組みます。

2 個人情報の管理

個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への持ち出しを禁止しています。個人情報を持ち出す場合には、個人情報持ち出し簿を用いて、持ち出す物をダブルチェックし、帰社した後もダブルチェックを実施し、個人情報の流出を防ぎます。さらに、FAXでの個人情報の送付は原則行わず、郵送や手渡しを徹底し、リスクを減らします。

パソコンはパスワード設定を行い、セキュリティワイヤーでデスクに固定をしています。廃棄する際は職員が立ち会い、データを確実に消去します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

ゴミの少量化・分別・リサイクルへの取組(ヨコハマ3R夢)を進めるため、ゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応(横浜市地球温暖化対策実行計画の推進)として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基

づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成（令和元年6月現在3.42%）しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでいます。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいきます。

5 事業

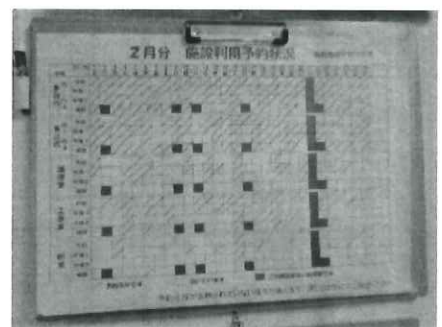
(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 稼働率向上に向けた情報提供について

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。情報提供にあたり様々な媒体（広報紙、パンフレット、壁に掲示）を使用して、各部屋の空き情報を提供します。



【会場予約状況の掲示】

2 部屋利用の支援について

地域ケアプラザでは介護予防や交流を目的として講座などの自主事業を予定していま

すが、自主事業開催時から、事業終了後のサークル化を支援し、利用しやすい時間帯を提供するなど、施設稼働率の向上に取り組みます。

また、年に1回程度、会場利用団体交流会を実施し、団体間の交流から新たな福祉保健活動へつなげるようなコーディネートを引き続き、行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

「断らない相談支援」を目指しニーズの的確な把握や複合的なニーズへの対応など、幅広い相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り顔の見える関係づくりを行う事で、対象者への情報提供や対応を速やかに行います。

アセスメントにより地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な分野の相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。

- 1 高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人又はその家族等の相談を受け止める機関であることを住民および関係機関等に知ってもらえるよう、地域ケアプラザの個別支援機能と地域支援機能を引き続き周知するとともに、広報紙が様々な世代に届くよう、5職種が連携し、各関係機関（病院・銀行・施設等）等へも配布先を広げていきます。
- 2 地区民児協定例会、地区社協会議、サロン、ふれあい活動員研修など、地域の会議に参加することで個別支援に係る地域との連携を深めながら地域情報の把握を行います。その結果得られた情報を整理し、「必要な情報」を「その情報を必要とする人」に届けることができるよう、地域で行われている会議等に積極的に参画することや、広報紙を活用することで情報提供を行っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携に向けた関係づくりを目指します。

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業が協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

1 5職種連携による地域支援

5職種（生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）に所長を加えて効率的に地域行事等の参加を含めた地域支援を分担します。月に1回程度、5職種会議を実施し、地域やケースの情報共有、支援方針の共有検討を進めます。

また、区と区社協とともに毎月ケアカンファを開催し支援が必要な地域住民について共有するとともに各職種の役割を生かした支援をしていきます。

2 多職種連携による事業展開

自主事業を実施する際には、部門を越えて企画・協働して実施することで、複数の視点（介護予防、ボランティア育成、住民同士の交流、権利擁護等）から効果的な自主事業を運営します。

3 近隣施設等との連携

「神奈川区子育て支援拠点かな～ちえ」と連携し、未就学児とその保護者を対象に育児中のリフレッシュや仲間づくり、親子のふれあいを目的とした「親子うんどう遊び」等の事業を行っています。反町地域ケアプラザでは子育て関係の相談が少ない現状があり、事業を通じてニーズ把握につながったり、地域ケアプラザの役割を知っていただく機会になっているため、今後も継続します。

NPO法人たんまち福祉活動ホーム、地域活動支援センター精神障害者地域作業型わかば工芸、社会福祉法人いずみ（保育所）とのネットワーク構築と地域の方への障害理解促進、および各施設の周知を目的に、反町第一町内会の協力を得て「たんまち祭り」を毎年開催します。準備のための実行委員会を開催し、お祭りに関わることを通じて情報共有することで顔の見える関係を強化していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化（つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など）を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割をお伝えし、気軽に相談しあえる関係づくりを目指します。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有を行い、5職種が連携し、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

区社協と市社協との連携を深め、身近な地域での自助・共助・公助、それぞれの大切さ、連携の必要性を発信しながら、地域の支え合い活動の推進に取り組みます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区政運営方針『笑顔でつながる「神奈川」～地域の皆様とともに、安心して温かい元気なまちづくりを進めます～』の推進のため、区行政との連携・協働を進め、地域課題の解決に向けて、個別課題に係る情報提供等、地域ケアプラザならではの役割を果たします。

1 安心・安全なまちづくり

災害時要援護者支援に関係する地域事業（要援護者マップの更新や安否確認訓練など）に区役所とともに参加し、取組を推進していきます。また、福祉避難所の適正な運営に向け、福祉避難所開設マニュアルの作成・改訂や防災備蓄の管理を区役所とともに進めていきます

2 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり

地域団体や企業などと連携した認知症サポーター養成講座の実施、地域住民を対象とした認知症予防講座の実施により、介護予防・高齢者支援事業を推進します。講座の企画など必要に応じて区役所と協働で進めていきます。また、「よこはまウォーキングポイント」や「よこはま健康スタンプラリー」に積極的に協力し、健康づくりの取組を推進していきます。

3 魅力にあふれ愛着がもてるまちづくり

高齢者や障害者を対象とする福祉施設が集まる地域の特徴を活かし、近隣施設共催のたんまち祭りの実施などを通じて「誰もが地域で共に生きること」の大切さを発信していきます。その際に、ゴミの分別への協力をお願いし「ヨコハマ3R夢」の啓発も行います。

4 地域の力やつながりをはぐくむまちづくり

第4期地域福祉保健計画の策定・推進、地区別計画の策定・推進に区役所と協働で取り組みます。特に地区別計画については地域別グループの一員として積極的に参加し、地域

情報の共有や地区別懇談会の進め方の検討、地区別懇談会の運営に協力して取り組みます。

また、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域ケア会議等を活用し地域との連携を区役所と協力して検討し進めていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

第4期神奈川区地域福祉保健計画における地区別計画の地域別グループの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。地域別グループ会議には、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが主体となって参画するとともに、所長や地域包括支援センターの専門職も必要に応じて随時加わります。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設として位置づけられていることを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、地域別グループの会議などで提供・共有し、解決や地域活動への協力につなげます。特に、地域包括支援センターの総合相談で把握した個別の困りごとを集約・分析することで、地域の課題としてその解決に向けた取組を地区別計画にも反映できるよう働きかけます。

キ 地域包括ケア区行動指針の推進について

地域包括ケア区行動指針の推進主体の1つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の中でどのような役割を果たし、どのように取り組んでいくか具体的に記載してください。

誰もがいくつになっても住み慣れた地域で、自立した生活を最期まで送ることができるように、必要な医療、介護、福祉サービスが提供され、住民同士が支え・支えられるまちづくりを目指した取り組みを進めます。

1 在宅医療・介護連携

医療・介護の複合的な支援の相談が多いため、在宅医療連携拠点やケアマネジャー等と連携し在宅医療や介護サービスの利用につながるよう支援します。

また、病院の医療相談室と連携し円滑な在宅復帰を支援します。

2 多様な主体による生活支援の充実

単位自治会町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめることにより見えてきた日常生活における困りごとの解決に向けて取り組みます。

地域住民の支え合い活動支援を目的に「サロン・茶話会連絡会」を開催したり、お祭りや認知症サポーター養成講座等であつながりあができた、学校、金融機関、関係機関、団体等と連携し、高齢者のニーズに対応できる取り組みを検討・実施していきます。

3 介護予防

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防に係る知識を普及します。体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけづくりを進めるとともに、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるよう支援します。

4 認知症対策

認知症予防や認知症に対する正しい理解の普及啓発のために、地域の団体・企業・学校等に認知症サポーター養成講座等を実施します。講座実施の際はキャラバン・メイトやサポーターにも協力を得ることで、地域で見守り合える体制づくりを進めます。また、民児協やケアマネジャー、区役所・区社協等と情報交換を密に行う事で、早期発見・早期対応ができるよう連携した取り組みを進めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の他部門と協力し、全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者支援事業

高齢者数、ひとり暮らし高齢者世帯数ともに増加が見込まれるため、「交流・仲間づくり」「見守り」「健康づくり・介護予防」を目的とした自主事業を実施します。自主事業のほとんどは自主的に活動できていますが、必要に応じてかかわりを持ち、後方支援をしていきます。さらに、地区の老人クラブへ協力を依頼し、介護予防を視点とする老人クラブへの出張講座を拡充していきます。

2 子育て支援事業

「神奈川区子育て支援拠点かなーちえ」と保育ボランティア「こぶし」との連携により子育て世帯のニーズに合わせた事業を実施します。

平成 30 年度から実施している主任児童委員や学齢期の子どもがいる保護者との情報交換、ヒアリングを継続実施し、把握したニーズを地域と協力しながら地域の取組や活動に反映できるよう、具体的に検討していきます。

3 障害児・者支援事業

活動ホームや生活支援センター、区社協と協働し、「地域との交流」「地域での見守り」「障害理解」を目的とした事業を実施します。高齢者だけでなく、障害児・者も含めた要援護者全体を地域の中で見守る意識を高めるため、地域の障害に対する意識啓発や、地域での見守りを目的とした事業等を実施します。

4 その他

活動ホーム等と共催で利用団体のステージ発表や模擬店の出店等を行う「たんまち祭り」を開催します。また、男性が積極的に社会参加することで介護予防にもつながることを目的とした講座を継続実施していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行うとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを目指します。

- 1 福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、最新の貸館の空き情報について、引き続き、掲示していきます。
- 2 利用団体向けアンケート結果に基づき、改善に努めていきます。結果と改善については会場利用団体交流会などでお伝えする他、館内に掲示します。
- 3 来館者にボランティア活動を紹介できるよう、新規参加が可能な団体を掲示板などで紹介していきます。
- 4 経年劣化や故障などで不備のある備品を更新し、安全な利用につなげます。
- 5 貸館の利用方法について年1回以上、広報紙等で周知していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供することで参加のきっかけづくりを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新を行い、継続的に関わっていける体制を目指します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区民児協定例会などの地域活動者の会議や、サロン等の地域事業に参加した際には、地域から得た情報などを各地域の支援記録に整理し、部門間で情報を共有することで地域の課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを定期的に指定管理部門の5職種と所長で、さらに必要な場合は介護保険部門の職員も交えて協議しながら更新し、そこから見えてくる課題に対して、解決に向けた取組を検討します。

地域活動団体同士の情報交換ができる場や、地域ケアプラザからの情報提供の場を設けることを目的に、会場利用団体交流会や地域サロン連絡会などを開催して、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長だけでなく、介護保険部門の職種についても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に念頭に置き、その結果として集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための会議を定期的で開催します。その仕組みを構築するためにも、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTを実施するとともに、研修参加の機会等を確保し、多職種の役割等についても理解できるよう働きかけ、個々のスキルアップと施設全体のチーム力の向上を図れるよう努めます。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域と共に現状を把握していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長が連携して地域活動等に積極的に参画することで、単位自治会町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報共有します。現行の機会において不十分な場合は、新規に関係者を集めた連絡会を開催すること等、新たな活動の創出にも取り組みます。具体的には、ケアマネジャーと民生委員児童委員、ボランティアがそれぞれの役割について情報交換できる連絡会や、ケア

マネジャーが地域の社会資源を知りケアプラン作成に活用するための勉強会等を開催します。

また、たんまち祭りや認知症サポーター養成講座等で協力が得られている、学校、金融機関、関係機関、団体等と連携して高齢者のニーズに対応できる取り組みを検討するとともに、近隣商店やその他の企業等の新たな連携先も開拓します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理と課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域から必要とされる主体的な取組につながるよう協議体を位置付け、運営していきます。

- 1 5年、10年後の地域状況を踏まえ、区社協や区役所の地区担当や地域別グループと協働し、各圏域レベルの団体、事業所、関係機関のネットワークを構築します。
- 2 地域ケアプラザの担当する各地区の地域福祉保健計画で掲げられている目標達成に向けた具体的取組の推進を地域、区役所、区社協とともに進めていきます。「子育て世代の居場所がない」「若い世代の地域活動への参加が少ない」「マンション住民の状況把握が難しく見守り活動が進まない」等それぞれ抱えている課題解決に向けた取り組み等の検討を行います。

エ 地域の活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域活動の場への参加や利用者の声を聴くことで、既存の活動・サービスが抱える課題等を積極的に把握し、適切な支援をするとともに地域・福祉・保健分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行い地域の活動等につなげ、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

担当4地区の、マンション特有のプライバシーを重視した生活スタイルやセキュリティの高さから、生活状況の把握が難しいという課題や、一方、戸建て住宅地域では高齢化が進み、更なる要援護者の把握や見守りが課題となっている現状を踏まえた取り組みを行います。

- 1 地域で必要とされる活動を創出するために、各関係団体の定例会や、地区別計画推進会議、地域ケア会議、協議体の場で、地域課題や個別課題の共有を行い、新たな資源創出に向けた風土づくりを行います。
- 2 地域につながり、地域で支え合う活動の基盤となる地域サロン等、高齢者が参加できる居場所を支援します。

- 3 既存のサロンや老人会等に輪番で参加することにより担い手と顔の見える関係を築き、活動の継続・発展に取り組みます。
- 4 地域住民や幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や、見守りの仕組みづくりを進めます。
- 5 地域活動交流や地域包括支援センターと協働し、担い手育成、発掘につながる講座などを実施します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

1 ワンストップサービスとしての総合相談窓口

地域包括支援センターへ相談することで、あらゆるサービスの調整までが可能になるという「ワンストップサービス」の相談窓口としての役割を十分認識し、総合相談を受けるための体制を整えて相談業務にあたります。相談者に対して適切に情報提供等ができるよう、地域の社会資源や地域のネットワークを把握し、活用できるよう情報管理に努めます。

2 地域へのアウトリーチ、相談窓口に関する周知

積極的に地域に出向いて、より身近な相談窓口であることを多くの方に知っていただくため、包括カードやチラシ等を活用し地域ケアプラザの相談機能の周知を行います。地域の関連団体や関係機関との情報交換等を通じて、新たなニーズ把握にも努めていきます。

3 専門職間ならびに区役所との連携

地域包括支援センター3職種が連携して地域住民が住み慣れた地域で豊かに暮らしていくための支援を総合的に行います。支援策を検討するにあたり、職員間における日常的な情報共有に加え、区役所との定例カンファレンスや職場内でのミーティングを活用し、多角的な視点で方向性を確認します。日頃の相談内容の傾向等を共有し、個別ケース地域ケア会議のケースとして検討する等して、個別課題の解決やネットワーク構築、地域課題の解決に向けた取り組みにつなげていきます。

また、相談件数の増加に加え、複雑かつ多様化した相談に対しても適切な支援が行えるよう、区役所をはじめ、地域の関係機関と連携して相談機能を充実させていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知していきます。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速、かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応していきます。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援していきます。併せて、常時情報共有が行えるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

1 認知症サポーターキャラバンの推進

認知症に関する正しい知識の普及を目的として、地域住民やエリア内の小中学校をはじめ、認知症の人と接する機会の多い企業や関係機関等に対し、認知症キャラバンメイトに限らず、認知症サポーターにも協力いただき認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民等への認知症に関する理解を広めます。

また、出張講座等を積極的に行い認知症についての理解を広げることで、地域で見守り合える体制づくりを進めます。

2 介護者支援の充実

認知症の人や家族の視点を重視しながら、介護者の悩みの共有やリフレッシュできる場として、介護者のつどいを定期的で開催します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 高齢者虐待ケースへの対応

地区民児協を中心に地域住民と連携して見守り機能を高め、高齢者虐待の早期発見に取り組みます。相談や通報があった場合には、状況の把握を行うとともに、区役所と対応を検討し、役割分担をしながら対象者を支援します。緊急度の高いケースについては対象者の生命の安全を最優先に複数の職員で介入していきます。

また、エリア内には大型マンションが多く、プライバシー重視の生活や設備のセキュリティの高さから生活状況の把握が難しいため、特に大型マンションを対象にふれあい活動員を中心に住民の見守りをベースとした早期発見の取組を重点的に進めていきます。

2 高齢者虐待の予防・防止

「介護者のつどい」を開催し、参加者同士の情報交換やリフレッシュできるプログラムを通じて虐待予防に取り組みます。

区役所や区社協と毎月実施している定例カンファレンスで情報共有を行っていく他、高

高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関との日常的なコミュニケーションを円滑にしておくことで虐待の早期発見、早期対応、未然防止を目指します。

3 権利擁護のための普及啓発

地域のサロンや会合に出向き、消費者被害、成年後見制度やライフデザインノート講座などの権利擁護関連講座を実施して、制度や事業について普及啓発を行います。

また、個別の対応が必要な方については、弁護士や司法書士による個別相談会を実施し、専門機関につなげます。

4 成年後見制度等の利用促進

成年後見制度や日常生活自立支援事業、消費者保護等、権利擁護に関する各種制度や知識に関する最新の情報を収集し、相談支援に活かします。具体的なケース対応にあたっては、成年後見制度の区長申立てや親族申立て支援、日常生活における金銭管理など、必要に応じて区役所、区社協とも連携して支援にあたります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1 地域組織の会議、事業への参加

要介護高齢者支援の連携・協働体制構築に向け、地区民児協や自治会町内会、老人会の会合、地域のサロンなどへの参加や出張講座の実施、ふれあい活動員研修会との協働等にも取り組んでいきます。

2 インフォーマルサービスの把握

上記地域の会合への参加や事業の協働、単位自治会町内会ごとの地域アセスメントを通じてインフォーマルサービスの把握を行います。把握した情報はリスト化し、地域住民やケアマネジャーへの情報提供等に活用します。また、インフォーマルサービス活動者や4地区民児協とケアマネジャーとの交流会等を実施する中で、地域組織とケアマネジャーの関係構築を支援します。

3 インフォーマル活動者ネットワーク会議の実施

地域活動交流部門、生活支援体制整備部門と連携し、共通の取組（例えばサロンやお茶飲み会など）を実施する活動者のネットワーク会議を実施し、情報共有や共通の課題検討を通じて、活動の維持・拡充を支援します。

4 事業を通じた周知、関係構築

地域ケアプラザ自主事業実施の際には地域包括支援センターの機能や介護保険制度、ケアマネジャーの役割等について周知します。また、たんまち祭りの共催等を通じて近隣施設との関係強化を図ります。

■在宅医療・介護連携推進事業

1 相談支援

医療・介護の複合的な支援の相談が多いため、在宅医療連携拠点やケアマネジャー等と連携し在宅医療や介護サービスの利用につながるよう支援するとともに、病院の医療相談室と連携し、円滑な在宅復帰を支援します。

2 ケアマネサロン（事業名：ケアマネルーム）の実施

エリア内ケアマネジャー及び主任ケアマネジャーを対象とするサロンを定期的に開催し、当地域ケアプラザ協力医によるミニ講座など医療分野の勉強会や事例検討会の実施、適切な情報提供及び在宅介護支援における助言などを行います。

3 医療機関等とのネットワーク強化

在宅医療連携拠点主催の神奈川区連携会議に参加し、神奈川区医師会、神奈川区薬剤師会、近隣病院、神奈川区介護サービス事業所連絡協議会等と事例検討や相談事例の共有を行うことを通じて、個別ケース支援や地域支援における医療機関とのネットワークの強化に努めます。また、地域ケア会議への参加協力を求め、地域課題やニーズについての検討をともに進めていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会町内会や民児協等の機関と成果の共有を行い、地域課題の把握と分析をしていきます。

地域ケア会議から見出された課題に対し、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進していきます。

- 1 日頃の相談内容の傾向や自主事業を通じて感じている課題等を、必要に応じて介護保険事業所等と共有し、共通する課題と考えられる内容を抽出・整理する等、検討します。
- 2 地区概況シート等の量的データの傾向も踏まえ、ケース選定や対象地区等、重点取り組みの内容やテーマを決定します。
- 3 地域ケア会議で見いだされた課題を自治会町内会、地区社協や民児協等と共有し、区役所、区社協とも連携し、課題解決に向けた取り組みにつなげていきます。

また、個別レベル地域ケア会議を重ねることで見えてくる地域共通の課題についても、今後どの様な取り組みや連携が必要とされるか等について、包括レベル地域ケア会議で検討します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの資質向上に向けた研修を定期的実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプランづくりを心がけます。

1 利用者主体のサービス提供

利用者の目指す自立した日常生活を継続できるよう一緒に考えていく基本姿勢を大切に支援していきます。利用者自らが十分納得し、選択できるように丁寧な説明と情報提供を行い、目標を共有したうえで、その人らしい意欲的な生活が送れるよう支援していきます。

2 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、プラン作成者のスキルアップを図ります。法人独自の取り組みとして、内部講師による「介護予防支援基礎研修」及び「介護予防フォローアップ研修」を継続して開催します。

3 居宅介護支援事業所への業務委託における公正中立性の確保

特定の事業所に委託先が偏る事などが無いように、常に所内で情報共有し幅広い事業所に委託を依頼しています。委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、自立に資するケアマネジメントが実践できるよう、スキルアップの機会を提供していきます。また、介護保険の制度以外の地域のインフォーマル資源を随時、居宅介護支援事業所へ研修等で周知していきます。

4 地域における介護予防の推進

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動などのインフォーマルサービスも積極的に活用しケアプランを作成していきます。また、プランを立てるにあたり不足していると思われる社会資源について、委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー等から情報収集し、分析するとともに包括的支援事業で活かしていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防に係る知識を普及します。体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけづくりを進めます。

また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニアボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し健康増進を進めていきます。

1 健康寿命の延伸を目指した取り組みの充実

地域のサロンやシルバークラブ（老人会）に出向き、フレイル予防や認知症予防等の普及・啓発を継続的に行い、広報紙「たまたま箱」や出張講座等を通じて介護予防・健康づくりの必要性について、広く普及・啓発を進めていきます。

2 元気づくりステーション事業

地区診断をもとに各地域における必要な介護予防の取り組みと仲間づくりを目的とした元気づくりステーションの立ち上げ支援、既存の元気づくりステーションの後方支援を行います。

3 担い手・人材の発掘

ボランティア活動の担い手の高齢化・固定化により、活動の継続が難しくなっていくことが考えられるため、次世代の発掘・育成に向けた講座を開催していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括支援センター3職種の専門知識や技能を活かし、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めた各職種が持つネットワークを共有し、各々が関係性を構築していくことで地域ケアプラザとして基盤となるネットワークが強固になるよう進めていきます。これらのネットワークを基盤とし、スムーズに支援チームが結成され、適時に機能する支援体制の構築を目指します。

地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア団体によるインフォーマルサービス等の様々な社会資源と連携を構築するための情報交換や定期的な会合により協力し合える関係を強化します。

個別の課題から地域課題を抽出し、現在の制度や活動では解決が難しい課題に対応できる体制やしきみを作るとともに、地域支援事業への展開を検討します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組んでいきます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。

ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

(1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。

(2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。

(3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

(1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動の受け入れを積極的に行い交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。

(2) 他部門と連携し、介護技術等の講師として出張講座に参加することで地域ケアプラザを知るきっかけづくりに取り組みます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、講座の材料費相当分など、受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた

人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。光熱水費は、引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないように、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を

図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

地域ケアプラザは、地域における福祉・保健活動の振興と住民に身近な場所で、福祉・保健サービスを総合的に提供することで、その人らしい生活が安心して送れるような地域社会をつくるのが役割と認識し、地域ケアプラザの運営を通じて、専門的かつ質の高いサービスの提供と地域住民や関係機関との協働による地域づくりに取り組み、「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を目指し取り組んできました。

【地域活動交流部門】

1 高齢者支援事業

高齢者数、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯数ともに増加が見込まれるため、「交流・仲間づくり」「見守り」「健康づくり・介護予防」を目的とした事業を展開しました。事業のおおよそは自主化がなされているため、必要に応じて広報紙掲載や、運営支援などを地域包括支援センターおよび生活支援コーディネーターと連携して関わりを持ちながら支援しました。

また、事業に参加することで、地域のニーズや動向などを把握し、5職種間で共有し、支援につなげました。

2 子育て支援等事業

「神奈川子育て支援拠点かなーちえ」「たんたんキッズ」「保育ボランティアこぶし」等と連携し、子育て世帯のニーズを把握し、それに応える事業を実施しました。

また、区社協と主任児童委員と共催で「子どもの居場所づくり講座」を実施し、その講座をきっかけに「子ども支援会議（仮称）」が立ち上がりました。会議の場では、子どもに関わる地域住民や各関係機関に集ってもらい、子どもについての情報共有や課題などについて、継続的に話し合う場と顔の見える関係づくりを行いました。

小学校の福祉教育では、地区の主任児童委員、民生委員児童委員に協力を依頼し、内容を工夫して、認知症サポーター養成講座を実施することができ、結果として学校と地域がつながる取り組みとなりました。

3 障害児者支援事業

NPO法人たんまち福祉活動ホーム、生活支援センター、神奈川区作業所連絡協議会、神奈川区社会福祉協議会と連携し、「地域との交流」「地域での見守り」「障害理解」を目的とし

た事業を実施しました。「障害理解」では、自分たちの地域にある障害者施設を知ってもらうとともに、障害について理解を深め、「高齢者だけでなく、障害者も含めて地域全体を見守る意識を高めること」に重きを置いた講座を実施しました。講座を実施したことで、各関係機関との連携や関係づくりにも繋がりました。

また、障害啓発グループに参加し、当事者のニーズを把握するだけでなく、協働して企画を検討し、関係性の強化を図りました。

4 その他の事業

NPO法人たんまち福祉活動ホーム、近隣の作業所および社会福祉法人いずみ等と共催で「たんまち祭り」を実施しました。祭りを協力して実施することで、地域住民に各施設のことを周知すること、住民同士の交流、障害児者理解、ボランティア活動の周知や新たなボランティア育成など、様々な目的に対し、工夫を凝らして実施することができました。

広報紙を12月を除く毎月発行し、地域に必要とされる情報を必要な人へ届けられるよう、ホームページ等の媒体も活用し、情報を発信できるよう努めました。配布にあたっては、エリア内の自治会・町内会にとどまらず、地域のサロンをはじめ、各関係機関に協力いただき、配布することができました。カラー印刷したこと、掲載する内容を工夫したことにより、民生委員児童委員らからの相談が増えてきている状況です。

【生活支援体制整備事業】

1 地域情報の把握と分析

地区単位だけではなく単位自治会町内会ごとに地域活動の情報収集に努め、その情報を職員間で共有できるよう連合町内会自治会エリアごとの地域活動に関する情報を集約・更新しました。また、地域包括支援センターと連携し、個別ケースの相談対応に係る保有データを活用した分析を行い、地域ごとの実態把握を進めました。

2 地域課題検討会議の実施

包括レベル地域ケア会議において明らかになった地域課題を継続的に検討していくため、単位自治会町内会レベルの住民主体による課題検討会の設置および継続支援を行い、新たな住民の居場所としてのサロンを立ち上げることができました。現在では、住民のみで課題検討会が継続されています。

3 インフォーマル活動者ネットワーク会議

単位自治会町内会レベルで行われている地域の居場所（サロン・昼食会等）の担い手を集め連絡会を立ち上げ、情報共有や共通課題の検討を行いました。

4 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業

平成31年度にスタートしたサービスB「デイサロンぽこ」に対し、地域や居宅介護支援事業所への周知活動のほか定期的なスタッフとの連携会議を設ける等して後方支援を行いました。

た。また、利用者増員に向けて、地域包括支援センターとも連携し、自主事業参加者の見学会を実施する等の支援も行っています。

5 区域の地域課題の解決に向けた取り組み

区内地域ケアプラザ（特養包括含む）の生活支援コーディネーターと地域活動交流コーディネーター、区社協、区役所と協働で「見守り」「交流」「地域分析（ニーズ分析）」の3つの部会に分かれて検討しました。

【地域包括支援センター】

1 総合相談

(1) 地域包括支援センター3職種間での情報共有を密にする為に、随時・定期的に3職種会議を実施し、それぞれの職種がお互いの専門性を活かして多問題や緊急を要するケースには訪問するなど相談を受けた際、迅速な対応に努めました。

また、個別ケースの地域ケア会議で課題の共有を行い、相談者にあった支援策を検討し具体的な支援に結びました。

(2) 身近な場所で相談出来る機会をつくるため、地域ケアプラザから離れた地区の郵便局での出張相談を実施しました。チラシのデザイン等を工夫して周知したり、年金支給日に実施する等により相談者が増えています。

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（ネットワーク関係）

(1) 定期的にケアマネルームで研修会や事例検討等勉強会を開催することで、ケアマネジャーのスキル向上やケアマネジャー同士の顔の見える関係づくりにつながっています。

(2) 地域組織とケアマネジャーとの関係の構築を目的として、地区民児協とケアマネジャーとの交流・勉強会を開催し、事例を通して、意見交換などを行いました。

3 権利擁護事業

(1) 成年後見制度の利用が必要な人を適切に制度利用に結びつけるために関係機関と連携して、司法書士・行政書士による相談会を行いました。毎年実施していることにより周知も広がり、相談件数も年々増えています。相談内容としては「遺言相続」に関する関心が高く、令和元年度については相談枠以上の問合せがあり、キャンセル待ちの状況が見られています。

(2) 遺言・相続をテーマに、ライフデザインノート（神奈川区版エンディングノート）講座を開催しました。区役所・区内地域包括支援センターとの共催講座、民児協や単位自治会町内会での出張講座を開催したことでライフデザインノートの周知につながり、活用したいという人が増えてきています。

4 介護予防

(1) 地域の高齢者を対象に、栄養・口腔ケア・フットケア等の講座を開催し、介護予防普及啓発に努めました。近年は、健康に関心が強くなってきている傾向があり、各自治会町内

会・老人会・民児協・ふれあい活動員を対象に多様なテーマ（栄養・口腔ケア・認知症予防等）での出張講座依頼が増え、多くの地域での出張講座の開催につながっています。

(2) 高齢者の閉じこもり予防のための居場所づくりや社会参加を目的として、男性向け介護予防講座（栄養・認知症サポーター養成講座・運動・そば打ち・歴史）を地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターと連携し連続開催しました。70～80歳代の参加者が多く、今後の活動についても継続して支援していきます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

前期（平成28年度～平成30年度）における常勤職員の充足率は、3年間の平均が98.64%で、評価基準である97.25%は配置できました。第4期指定管理期間内には100%の雇用が実現できるよう、法人としての採用活動を強化します。

（参考）平成28年度～平成30年度までの指定管理部門 常勤職員充足率

	H28年度 充足率	H29年度 充足率	H30年度 充足率	3年間合計 充足率
地域活動交流	100%	100%	100%	100%
生活支援	100%	100%	100%	100%
主任ケアマネジャー	100%	100%	100%	100%
看護師等	100%	100%	100%	100%
社会福祉士	98.89%	91.91%	100%	95.93%

平成28年度配置日数 2.160日

平成29年度配置日数 2.131日

平成30年度配置日数 2.190日 合計 6.481日

$6.481日 / 6.570日 \times 100 = 98.64\%$

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市反町地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	10,784,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	1,721,000
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	3,000,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	200,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	5,000,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△1,721,000
施設使用料相当額 ※2		△1,977,500
合 計		17,481,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費(税込)	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	220,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、研修費等	50,000
合 計		

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	26,080,002
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	6,301,000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	969,998
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	150,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,330,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	(介護保険収入等を充当する場合は記載してください。)	△6,301,000
合 計		29,286,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係

る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,481,000	17,481,000	17,481,000	17,481,000	17,481,000
		生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,286,000	29,286,000	29,286,000	29,286,000	29,286,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)					
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000
		居宅介護支援 事業	13,980,000	13,980,000	13,980,000	13,980,000	13,980,000
		通所系サービス 事業	91,545,000	91,545,000	91,545,000	91,545,000	91,545,000
その他収入		0	0	0	0	0	
収入合計(A)							
内 訳	人件費						
	事業費	23,456,000	23,456,000	23,456,000	23,456,000	23,456,000	
	事務費	1,130,000	1,130,000	1,130,000	1,130,000	1,130,000	
	管理費	11,944,000	11,944,000	11,944,000	11,944,000	11,944,000	
	消費税等	3,653,000	3,653,000	3,653,000	3,653,000	3,653,000	
	その他	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
支出合計(B)							
収支(A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2年 1月 31日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町1丁目1番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和26年3月(昭和28年3月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和56年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター・研修センター)受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和59年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成3年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成6年 地域福祉活動計画 策定 平成9年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成10年 横浜生活あんしんセンター開所 平成16年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成25年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成26年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成28年 生活支援体制整備事業受託 平成30年 第4期横浜市地域福祉保健計画
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施
財務状況	
連絡担当者	
特記事項	